

医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号に規定する診療所
(特例適用診療所) について

1. 特例適用診療所の概要

新たに診療所の病床を設置する又は増床する場合は、医療法第 7 条第 3 項により、原則として知事の許可が必要とされています。

ただし、一定の要件に該当する診療所として、医療審議会の意見を踏まえて知事が認めた場合は、届出により一般病床・療養病床の設置又は増床ができることとなっており、平成 30 年 4 月 1 日からその範囲等が見直されています。

2. 特例適用診療所の対象及び要件

対象となる診療所 ¹	要件 ²
地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所	次のいずれかの機能を有し、地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。 在宅療養支援診療所の機能（訪問診療の実施） 急変時の入院患者の受入機能（年間 6 件以上） 患者からの電話等による問い合わせに対し、常時対応できる機能 他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れを行う機能（入院患者の 1 割以上） 当該診療所内において看取りを行う機能 全身麻酔、脊椎麻酔、硬膜外麻酔又は伝達麻酔（手術を実施した場合に限る。）を実施する（分娩において実施する場合を除く。）機能（年間 30 件以上） 病院からの早期退院患者の在宅・介護施設への受渡機能
へき地に設置される診療所	地域における医療需要を踏まえ必要とされる診療所であること。
小児医療の推進に必要な診療所	
周産期医療の推進に必要な診療所	
救急医療の推進に必要な診療所	
その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な診療所	

¹ 医療法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1 号及び第 2 号

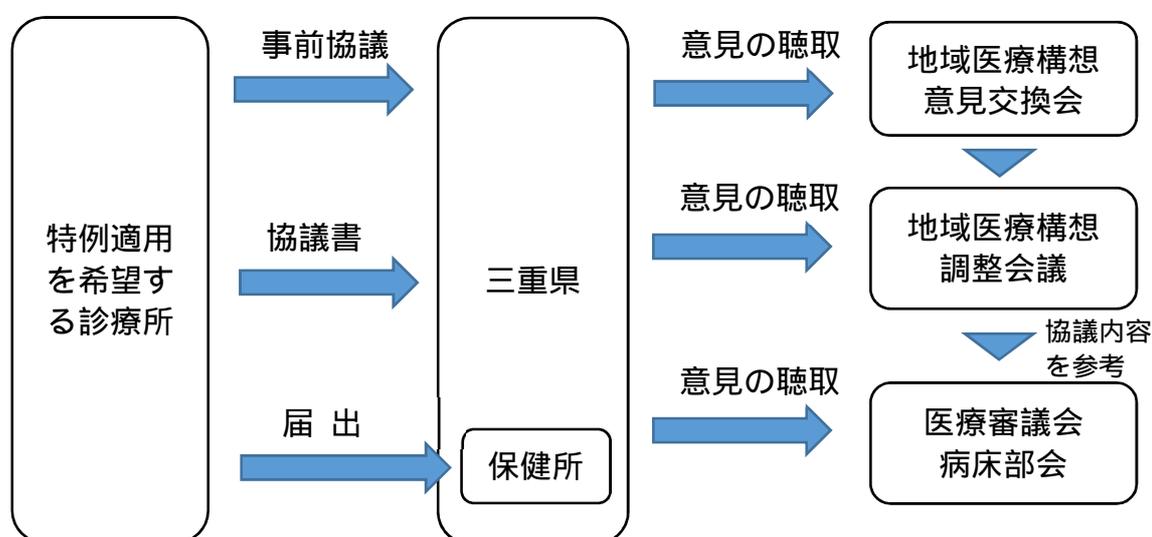
² 平成 18 年 12 月 27 日医政発第 1227017 号厚生労働省医政局長通知（平成 29 年 3 月 31 日医政発 0331 第 58 号厚生労働省医政局長通知により改正）

3. 特例適用診療所の届出までの手続き

特例適用診療所に該当するか否かについては、必要とされる医療に関する地域の実情を踏まえて検討する必要があることから、届出の前に事前計画書等の提出を求める方法で確認するとともに、都道府県医療審議会の議を経るものとされています。

また、医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議における議論との整合性を確保すること、具体的には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して地域医療構想調整会議への参加を求めて協議を行い、医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議における協議の内容を参考とすることとされています。

これらを踏まえて、本県における特例適用診療所の届出までの手続きは次の流れとなります。



【参考1】

「地域医療構想を踏まえた病床の整備に当たり都道府県が留意すべき事項について」
(平成29年6月23日付け医政地発0623第1号)(抄)

2 都道府県医療審議会と地域医療構想調整会議の整合性について

都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議（医療法第30条の14第1項に規定する協議の場をいう。以下同じ。）における議論との整合性を確保すること。

具体的には、新たに病床を整備する予定の医療機関に対して、開設等の許可を待たず、地域医療構想調整会議への参加を求め、以下の事項等について協議を行うこと。

新たに整備される病床の整備計画と将来の病床数の必要量との関係性

新たに整備される病床が担う予定の病床の機能と当該構想区域の病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量との関係性等

その上で、都道府県医療審議会における議論の際には、地域医療構想調整会議における協議の内容を参考とすること。

【参考2】

「地域医療構想を踏まえた地域包括ケアシステムの構築のための有床診療所の在り方について」(平成30年3月27日付け医政地発0327第1号)(抄)

1 療養病床及び一般病床の整備に関する事項について

既存病床数が基準病床数や将来の病床数の必要量を下回る地域であって、今後、新たに療養病床及び一般病床の整備を行う際には、地域の将来の医療需要の動向を踏まえ、在宅医療の拠点として、住民の身近な地域で緊急時に対応できる入院医療を確保する観点から、有床診療所の病床設置についても、地域医療構想調整会議で議論すること。

2 地域医療構想調整会議の進め方について

既存病床数と基準病床数等の関係性に関わらず、全ての地域において、都道府県知事が、病床設置が届出により可能となる有床診療所として適当であるか否かについて判断する際には、都道府県医療審議会の意見を聴く前に、予め、地域医療構想調整会議の協議を経ること。

具体的には、「地域医療構想の進め方について」(平成30年2月7日付け医政地発0207第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)に掲げる地域医療構想調整会議の協議事項を参考にし、有床診療所として新たに病床を整備する予定の医療機関を把握した場合には、当該医療機関に対し、地域医療構想調整会議への出席及び必要な説明を求めること。